

本資料は、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する考え方を整理するための資料として作成したものであるため、通常の条例等とは異なる形式を採っています（別表の位置、準用規定を個別に規定するなど）。

なお、本資料は別添「【参考】○○町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する条例」をモデルに作成したものであるため、それぞれの町村の条例とは異なる部分があります。

○○町(村)会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のイメージ^(注1)

平成○年○月○日

規則第○号

(趣旨)

第1条 この規則は、○○町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成○年○○町(村)条例第○号。以下「条例」という。）第 19 条の規定に基づき、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に定める会計年度任用職員をいう。
- (3) フルタイム会計年度任用職員 法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に定める会計年度任用職員をいう。

(1 週間の勤務時間)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。

2 パートタイム会計年度任用の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分に満たない範囲内で、任命権者が定める。

^(注1) 法第 24 条第 5 項は「職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。」としていることから、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等についても条例で規定することも考えられるが、一般的な「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」では、「非常勤職員（中略）の勤務時間、休暇等については、（中略）その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。」とされていることに鑑み、本資料は規則の形式で規定した（総務省自治行政局公務員部「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第 2 版）」（平成 30 年 10 月）の「III Q & A の問 21-2」も参照）。このとき、本資料とは異なり、形式面を人事院規則 15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）に倣って規定することも考えられる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第4条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第5条^(注2) 任命権者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員については、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、町(村)長と協議して、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務をする職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

(週休日の振替等)^(注3)

第6条 任命権者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

(注2) 【更新】会計年度任用職員についても交替制勤務等が考えられることから、勤務時間条例第4条に相当する規定を追加（第1版にあった第5条を再掲）。

(注3) 時間外勤務代休時間については、フルタイム会計年度任用職員に対して1か月について60時間を超える時間外勤務を命ずることは想定されないので、規定していない。

【令和元年10月更新】引用条文を修正。

【令和元年12月更新】勤務時間の割振り変更について加筆。

(休憩時間)

第7条 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務) ^(注4)

第8条 任命権者は、町(村)長（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては労働基準監督署長）の許可を受けて、第3条から第6条までに規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において会計年度任用職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の〇〇町(村)職員の勤務時間、休暇等に関する規則（昭和〇年〇〇町(村)規則第〇号。以下「勤務時間規則」という。）第〇条で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) ^(注5)

第9条 条例第8条の3の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

第10条 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

第11条 任命権者は、会計年度任用職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下の項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下の項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下の条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

(注4) 第1項の宿日直勤務については、会計年度任用職員に宿日直勤務を命ずることがない場合には規定する必要はない。

(注5) 一般職非常勤職員に適用される育児・介護休業法（平成3年法律第76号）においては、時間外労働の制限や深夜勤務の制限について任用期間や1週間の所定勤務日数等に関する要件が規定されているが、国の非常勤職員にも適用される人事院規則10-11においてはそのような要件を設けられてはいない（第6条、第9条、第10条、第13条）。国の非常勤職員との権衡（法第24条第4項）から、育児・介護休業法にある要件を設けずに準用した。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手続等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇^(注6)は、年次休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次休暇) ^{(注7) (注8)}

第13条 任命権者は、次の各号の場合に該当する会計年度任用職員には、当該各号に定める日数の有給休暇を与えなければならない。

- (1) 1週間の勤務日が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間の勤務時間が29時間以上であるもの及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日（以下「6月経過日」という。）から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ別表第1の日数欄に掲げる日数を加算した日数

別表第1 (第12条関係)

6月経過日から起算した継続勤務年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
日数	1日	2日	4日	6日	8日	10日

- (3) 1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員（1週間の勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。）及び週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が48日以上

(注6) 介護休暇及び介護時間については、国の非常勤職員と同様に、特別休暇として付与することも考えられる。病気休暇については、国の非常勤職員に合わせて特別休暇として付与している（第14条別表第4の第8号及び第9号）。組合休暇については、長期間の任用を前提とした休暇であることや、国の非常勤職員について認められていないこととの権衡から、会計年度任用職員には付与していない。

(注7) 年次休暇については、国の非常勤職員との権衡から、人事院規則15-15に沿って規定した。
【更新】横書きに合わせて文言を修正（上欄・中欄・下欄による区別の削除等）。

(注8) 【令和元年12月更新】令和元年12月に「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）」及び「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について（平成6年7月27日職職-329）」等の一部が改正されたことに伴い、修正。

216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

(4) (削除)

(5) (削除)

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
任用の 日から 起算し た継続 勤務期 間	6月	7日	5日	3日
1年6月	8日	6日	4日	2日
2年6月	9日	6日	4日	2日
3年6月	10日	8日	5日	2日
4年6月	12日	9日	6日	3日
5年6月	13日	10日	6日	3日
6年6月以上	15日	11日	7日	3日

- 2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができます。
- 3 任命権者は、年次休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。^(注9)

^(注9) 勤務日ごとの勤務時間が同一でない会計年度任用職員の取扱いについては、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）では規定されていない。パートタイムの会計年度任用職員

5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、次の1年間^(注10)に繰り越すことができる。

【年度ごとに年次休暇を付与する場合の案】^(注11)

(年次休暇)

第13条 年次休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数

別表第1 (第12条関係)

1週間の勤務日の日数		5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数		217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
任期	6月を超える1年以下	10日	7日	5日	3日	1日
	5月を超える6月以下	7日	5日	4日	2日	1日
	4月を超える5月以下	5日	3日	2日	1日	1日
	3月を超える4月以下	3日	2日	1日	1日	0日
	2月を超える3月	2日	1日	1日	0日	0日

には勤務日ごとの勤務時間が同一でない場合も想定されるので、労働基準法に基づく取扱いを規定した（平成21年5月29日基発0529001号）。参考勤務時間条例と同様に「7時間45分」とすることも考えられる（同条例施行規則第14条第4項第3号）。

^(注10) 勤務時間条例と同様に「当該年の翌年に繰り越すことができる」とし、これを暦年（1月1日から12月31日）と解した場合、例えば平成32年10月1日に付与された年次休暇の繰越しが平成33年12月31日までとなり、労働基準法第115条に規定する2年間の消滅時効よりも短い期間で年次休暇を取得することができなくなる（労働基準法第115条によれば平成34年9月末日の経過により時効消滅する。）。そのため、本資料のように、労働基準法第39条や人事院規則15-15と同様の要件で年次休暇を付与する場合には、「次の1年間に繰り越すことができる」とする必要がある（「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」（平成6年7月27日職職-329）の第3条関係第3項）。

^(注11) 【更新】国の非常勤職員と同様の方法で年次休暇を付与する場合には任用月により基準日が複数となることから、年度又は年ごとに付与する斉一的取扱いを行うことも考えられる。第1号から第3号までの規定の詳細については本資料末尾の説明資料を参照。

	月以下					
	1月を超える 月以下	1日	0日	0日	0日	0日

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

- (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。）当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））^(注12)
- (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））

別表第2（第12条関係）

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から216日まで	121日から168日まで	73日から120日まで	48日から72日まで
継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数	1年度	11日	8日	6日	4日
	2年度	12日	9日	6日	4日
	3年度	14日	10日	8日	5日
	4年度	16日	12日	9日	6日
	5年度	18日	13日	10日	6日
	6年度以上	20日	15日	11日	7日
					3日

(注12) 【令和元年10月更新】同一年度内において既に付与された日数分については、再度任用時又は任期の更新時に改めて付与されない点を明確にするため修正。第3号も同様。

備考 この表において、この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

2から4 (略)

5 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）^(注13)に繰り越すことができる。

（特別休暇）

第14条 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第4の第4号及び第5号の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間^(注14)とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

（介護休暇）^(注15)

第15条 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第15条第3

^(注13) 年度途中の例えば10月に年次休暇が付与された場合、「翌年度まで繰り越すことができる」とすると、当該職員が当該年次休暇を取得できるのは翌年度末までの1年6月間となる。年次休暇は付与日から2年間請求できるとされているため（労働基準法第115条、平成6年5月31日基発第330号）、繰り越すことができる期間を延長したものである。

^(注14) 国の非常勤職員では、年次休暇以外の休暇は必要に応じて1日、1時間又は1分を単位として取り扱うものとされている（前掲「人事院規則15-15の運用について」の第4条関係第2項）。国の非常勤職員との権衡を考慮すると同様の取扱いが適当であるが、本資料では常勤職員の取扱いに準じている。

^(注15) 【令和元年12月更新】表現を形式的に変更。

項^(注16)の規定の例により 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して 93 日を経過する日から 6 月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）^(注17)の介護休暇について準用する。この場合において、条例第 15 条第 1 項中「6 月」とあるのは「93 日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

（介護時間）^(注18)

第 16 条 条例第 15 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定は、会計年度任用職員（初めてこの条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上であるものであり、かつ、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が 1 年以上であるものに限る。）^(注19)の介護時間について準用する。この場合において、条例第 15 条の 2 第 2 項中「2 時間」とあるのは「2 時間（当該会計年度任用職員について 1 日につき定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間が 2 時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

第 17 条 特別休暇（別表第 4の第 1 号及び第 2 号を除く。）の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（町（村）長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）^(注20)

第 18 条 第 12 条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町（村）長が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

（その他の事項）

第 19 条 この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する必要な事項は、町（村）長が定める。

（注16） 勤務時間規則第 15 条第 3 項：「条例第 15 条第 1 項に規定する申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を休暇簿に記入して、任命権者に対し行わなければならない。」

（注17） 前掲「人事院規則 15-15 の運用について」の第 4 条関係第 1 項第 1 号を参照。

（注18） 【令和元年 12 月更新】表現を形式的に変更。

（注19） 前掲「人事院規則 15-15 の運用について」の第 4 条関係第 1 項第 1 号を参照。

（注20） 平成 30 年 8 月 24 日付「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う J E T プログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について（通知）（総行国第 140 号、外報文人合第 981 号、30 初国教第 75 号）」を踏まえて加筆。休暇の取扱いが本資料に規定する内容と異なると予想されるため、「第 12 条から前条の規定にかかわらず」とした。

附 則

- 1 この規則は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。
(年次休暇に関する経過措置) ^(注21)
- 2 この規則の施行日前に採用された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）による改正前の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）（以下「改正前の法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する特別職の非常勤職員、改正前の法第 22 条第 5 項に規定する臨時の任用により採用された職員又は地方公務員法 17 条の規定により採用された一般職の非常勤職員（同法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）が、施行日以後に会計年度任用職員として継続勤務する場合の年次休暇の付与日数及び時期等については、なお従前の例による。

（以下略）

^(注21) 施行日前は臨時・非常勤職員に対して 4 月 1 日又は 1 月 1 日に年次休暇を付与するなど斎一的取扱いをしていたところ、施行日以後は上記第 13 条のように国の非常勤職員と同様の方法で年次休暇を付与する場合の経過措置を定めたものである。年次休暇の斎一的取扱いに関しては、次年度以降の年次休暇の付与日についても、初年度の付与日を法定の基準日から繰り上げた期間と同じ又はそれ以上の期間、法定の基準日より繰り上げることが必要とされている（平成 6 年 1 月 4 日基発第 1 号）。そこで、平成 32 年度から 6 月経過時に基準日を変更する場合、これまで斎一的取扱いにより年次休暇を付与してきた臨時・非常勤職員については、なお従前の例によることとしたものである。年次休暇の基準日を変更しない町村では、本経過措置は不要となる。

別表第3^(注22) (第14条関係)

事由	期間
(1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(3) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	7日の範囲内の期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	同上

(注22) 会計年度任用職員の特別休暇の内容については、国の非常勤職員との権衡から、国の非常勤職員に付与されている特別休暇に合わせることが出発点となる。そこで、別表第3及び別表第4では、形式面は常勤職員の例に合わせつつも、休暇の内容については基本的に国の非常勤職員に付与されている特別休暇に合わせている（人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇））。これと異なり、形式面についても国の非常勤職員に合わせることも考えられる。

休暇の内容については、前掲マニュアルの参考資料4及び当室が別途作成した「会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）の勤務条件等の一覧」も参照。

(6) 会計年度任用職員 ^(注23) の親族（別表第5）の親族欄に掲げる親族に限る。が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間
(7) ^(注24) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるととき	当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間
(8) ^(注25) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	町(村)長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間
(9) ^(注26) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年の年7月から9月までの期間内における、勤務時間が割り振られない日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
(10) ^(注27) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により交通を制限され又は遮断された場合	必要と認められる期間

^(注23) 前掲「人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の運用について」の改正に合わせて、対象となる非常勤職員の限定を削除。

^(注24) 国の非常勤職員については「職務専念義務の免除」とされているが、「【参考】職員の勤務時間、休暇等に関する条例」（以下「参考勤務時間条例」という。）では特別休暇とされているため、平仄を合わせるために特別休暇として規定した。また、国の非常勤職員との権衡から有給の特別休暇とした。

^(注25) 国の非常勤職員について結婚休暇が認められたことに伴い、加筆。

^(注26) 【令和元年12月更新】国の非常勤職員について夏期休暇が認められたことに伴い、加筆。

^(注27) 第9号の休暇は、第4号の休暇に含めることも可能であり別表第3に挙げなくても構わないが、参考勤務時間条例において第4号の休暇とは別に扱っていることと平仄を合わせるために別表第3に挙げた。

別表第4（第14条関係）

事由	期間
(1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出した場合	出産の日までの申し出た期間
(2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間 (産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
(3) 生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）
(4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期	1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務

<p>間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。) ^(注28)が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病的予防を図るために必要なものとして町(村)長の定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>時間を考慮し、町(村)長の定める時間の範囲内の期間</p>
<p>(5) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の町(村)長の定める世話をを行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。） ^(注29)が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町(村)長の定める時間の範囲内の期間</p>
<p>(6) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(7) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しない</p>	<p>必要と認められる期間</p>

^(注28) 前掲「人事院規則15-15の運用について」の第4条関係第1項第1号を参照。

^(注29) 前掲「人事院規則15-15の運用について」の第4条関係第1項第1号を参照。

ことがやむを得ないと認められる場合	
(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病 ^(注30) のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。） ^(注31) が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）	1の年度において別表第6の定める期間
(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

^(注30) 人事院規則15-15第4条第2項第10号は非常勤職員には通勤による負傷又は疾病について特別休暇を付与していないため、国の非常勤職員との権衡から、会計年度任用職員にも通勤による負傷又は疾病には特別休暇を付与していない。

^(注31) 前掲「人事院規則15-15の運用について」の第4条関係第1項第1号を参照。

(11) ^(注32) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から分べんまでは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(12) ^(注33) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合	当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

(注32) 国の非常勤職員については「職務専念義務の免除」とされているが、参考勤務時間条例では特別休暇とされているため、平仄を合わせるために特別休暇として規定した。常勤職員について職務専念義務の免除として扱われている場合は、会計年度任用職員にも同様に取り扱えば足りる。

(注33) (注32)を参照。

別表第5

親族	日数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじ又はおばの配偶者	1日

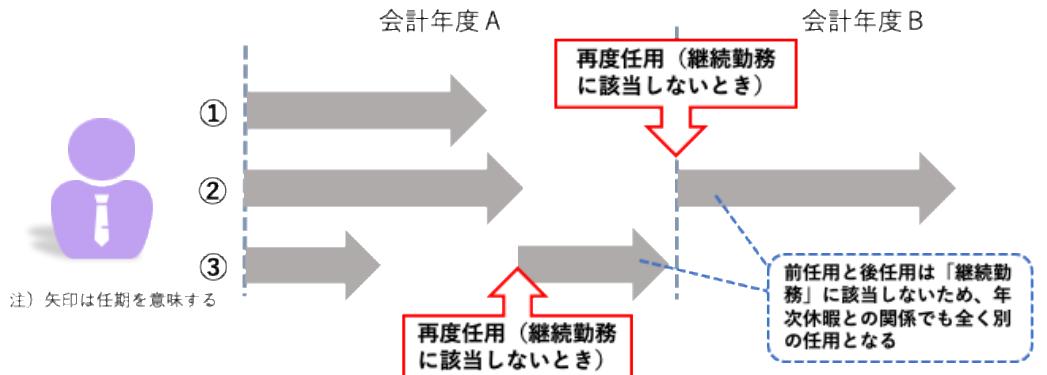
別表第6

1週間の勤務日の日数	5日以上	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務日の日数	217日以上	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	10日	7日	5日	3日	1日

備考 この表の「5日以上」には、1週間の勤務日が4日以下で1週間の勤務時間が29時間以上を含むものとする。

【年度ごとに年次休暇を付与する場合の補足説明】(第13条関係)

■ 第1号が想定しているケースについて



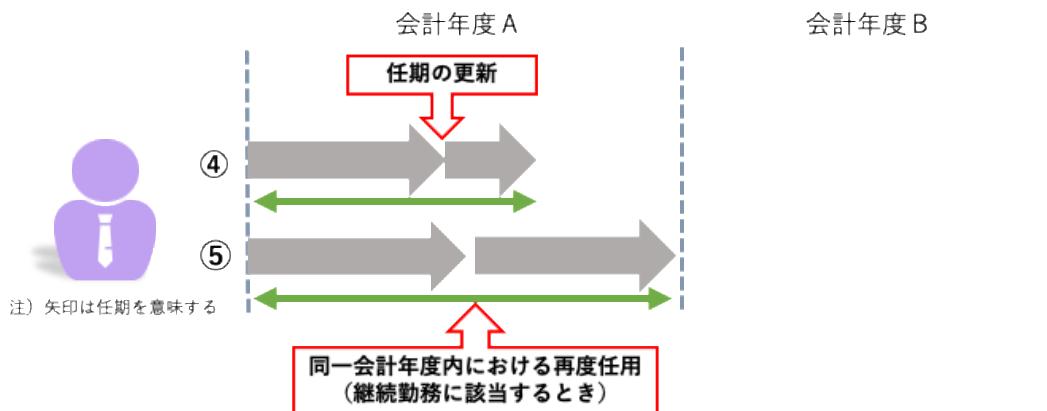
- ① 初めて会計年度任用職員として任用された場合
- ②&③ 再度任用されたものの、前任用から「継続勤務」には該当しない場合
⇒ その年度に、任期に応じて年次休暇を付与

※ 別表第1において「任期6月を超える1年以下」の付与日数は、労働基準法の定める日数を下回らないようにする必要がある。一方、任期が6月以下の場合の付与日数は、同法が直接規定していないため任意の日数となる。

なお、別表第1における任期が6月以下の場合の付与日数は、「1週間の勤務日の日数が5日（1年間の勤務日の日数が217日以上）の場合の付与日数」を設定した上で、「(当該日数) × (対象者の週所定勤務日数) ÷ 5.2 (同法施行規則第24条の3第2項)」で得られた数字を調整したものである（必ずしも端数を切り捨てていない）。

※ ③のケースでは、同一年度内であっても前任用と後任用は全く別の任用となるため、同一年度内の前任用時に付与され、又は使用した日数があっても、後任用時にその分を控除しないこととしている。

■ 第2号が想定しているケースについて



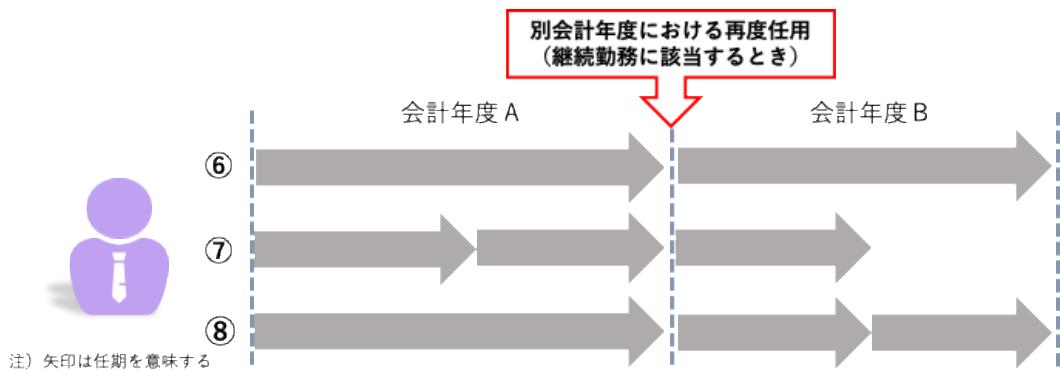
- ④ 任期の更新がなされた場合
 - ⑤ 同一年度内において再度任用され、前任用から「継続勤務」する場合
- ⇒ その年度に、「緑色の矢印の期間」に応じて年次休暇を付与する。このときの付与日数は、第1号と同じ日数だが、当該年度内で既に付与した日数分を控除する。

※ 年度ごとに付与する仕組みのため、再度任用されたとしても、継続勤務に該当する場合には、同一年度において別表に定める日数を超える日数の年次休暇は付与されない。

例えば、⑤において、前任期(6か月)では週3日勤務のため年度当初に4日付与されていたところ、次の任期(6か月)では週5日勤務として再度任用された場合(別表第1を適用すると10日)、前任期に付与された4日が引継がれるため(使用した日数分を除く。)、10日から4日を減じた6日の年次休暇が付与される。

一方、前任期(6か月)では週5日勤務のため年度当初に7日付与されていたところ、次の任期(6か月)では週3日勤務として再度任用された場合は、別表第1を適用して得られる日数(5日)を上回る日数が当該年度において既に付与されているため、当該次の任期においては、年次休暇は付与されない(日数が2日分減ることはない。)。

■ 第3号が想定しているケースについて



- ⑥～⑧ 別年度において再度任用され、前任用から「継続勤務」する場合
- ⇒ 現年度(=会計年度B)に、継続勤務期間の初日の属する年度(=会計年度A)から現年度(=会計年度B)までの年度数(上記の例だと1年度とみる)に応じて、別表第2に規定する年次休暇を付与。

- ※ 別表第2の付与日数は、労働基準法の定める日数を下回らないようにする必要がある。
- ※ ⑦及び⑧に関しては、同一年度内で再度任用された者であっても、別年度において再度任用され、前任用から継続勤務する場合は、第2号ではなく、第3号に該当するものとしている(第2号の「(次号に掲げる会計年度任用職員を除く。)」)。

- ※ 年度ごとに付与する仕組みのため、⑧のように会計年度Bにおいて再度任用された場合であっても、同一年度内の前任期中に付与された11日（週5日勤務の場合）が引継がれることから（使用した日数分を除く。）、当該再度任用の際には年次休暇は付与されない。
- ※ ⑦に関し、会計年度Bの任期が6か月以下の場合には、第1号と同様の考え方により別表第2の定める日数よりも少ない日数の年次休暇を付与する取扱いも考えられる。ただ、任期が短いにもかかわらず、継続勤務年数に応じた日数が付与される事態は労働基準法や国の非常勤職員と同様の方法で付与する場合にも生じ得るため（例えば、10月1日を基準日として年次休暇が付与される場合で、任期がその年の11月末日で満了するときなど）、本資料では当該取扱いは規定していない。